

## 相談支援従事者現任研修受講のイメージ

相談支援従事者現任研修は、**相談支援従事者初任者研修（５日課程）又は相談支援従事者初任者研修（１日課程）を修了した翌年度を初年度とする５年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります（１日課程については、障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者に限りません）。**

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できません。

初任者研修修了年度別の現任研修受講予定は下記のとおりです。

初任者研修修了年度	現任研修 1 回目	現任研修 2 回目	現任研修 3 回目
平成 18 年度 <sup>※1</sup>	平成 19 年度～平成 23 年度	平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度
平成 19 年度 <sup>※2 ※3</sup>	平成 20 年度～平成 24 年度	平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度
平成 20 年度 <sup>※3</sup>	平成 21 年度～平成 25 年度	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～平成 35 年度
平成 21 年度 <sup>※3</sup>	平成 22 年度～平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度	平成 32 年度～平成 36 年度
平成 22 年度 <sup>※3</sup>	平成 23 年度～平成 27 年度	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
平成 23 年度 <sup>※3</sup>	平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度	平成 34 年度～平成 38 年度
平成 24 年度 <sup>※4</sup>	平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度	平成 35 年度～平成 39 年度
平成 25 年度	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～平成 35 年度	平成 36 年度～平成 40 年度
平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度	平成 32 年度～平成 36 年度	平成 37 年度～平成 41 年度
平成 27 年度	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度	平成 38 年度～平成 42 年度
平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度	平成 34 年度～平成 38 年度	平成 39 年度～平成 43 年度

※1 平成 18 年度に「初任者研修」を修了した人で、平成 19～23 年度までに「現任研修」の 1 回目と、平成 24～28 年度までに「現任研修」の 2 回目を修了していない場合は、改めて「初任者研修」を受講していただく必要があります。

※2 平成 19 年度に「初任者研修」を修了された方で、平成 20～24 年度に「現任研修」の 1 回目を修了された方は、平成 29 年度末までに「現任研修」の 2 回目を受講していただく必要があります。

もし受講できない場合は、相談支援専門員として従事できなくなります。

※3 平成 19～23 年度までに「初任者研修」を修了した人で、「現任研修」の 1 回目を修了していない場合は、改めて「初任者研修」を受講していただく必要があります。

※4 平成 24 年度に「初任者研修」を修了された方で、平成 25～28 年度までに「現任研修」の 1 回目を修了していない場合は、平成 29 年度中に「現任研修」を受講していただく必要があります。

もし受講できない場合は、相談支援専門員として従事できなくなります。